

三宅税理士法人事務所通信



Progress ~ 進歩 一期一会



4年1月号
2022年1月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第176号
発行担当者: 山崎 亜紀

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。旧年中は、格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。皆様におかれましては、新年を健やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。日本国内で、新型コロナウイルスの感染が確認されて、間もなく2年になります。最近では変異種のオミクロン株も心配ですが、ワクチン接種も進み、新薬の開発も進んでいる中、早く元の生活に近づくことを願っています。私も新型コロナを正しく恐れ、この環境でも前向きに明るく元気に全力で仕事をするを心掛けています。世の中が変化すれば、必ずそこにビジネスチャンスも有ります。弊社も全員で常に創意工夫をして果敢に新しい事にチャレンジをしてゆきますので、皆様、健康には十分に気を付けられ、共に歩んで行きましょう。三宅税理士法人は、今年もお客様のお役に立てるように全力でサポートをさせていただきますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。本年が皆様方にとって、より良い年になりますことを、心よりお祈り申し上げます。

三宅税理士法人 代表社員 税理士 三宅孝治

あけましておめでとうございます。年男の鳥越です。寅年、似合わないですねって声が聞こえてきそうです。私自身もそう思っています。どちらかといえば虎ではなく、同じ縞模様ならシマウマの方が性分には合っている気がします。そんな草食系代表の私ですが、今年も寅年の力で勇猛果敢にいろいろなことにチャレンジしていきたいと思えます。刻々と変わっていく時代に置いて行かれないよう、本年も全力で頑張ります。

鳥越俊佑

令和3年11月に30周年を迎え、人のご縁のありがたさを改めて、感じます。良い運を運んでくださる方々、学び機会を与えて下さる方々、私たちを支えて下さる方々、私たちは、非常に恵まれていると思えます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

三宅佐知子

謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は大変お世話になり、誠にありがとうございました。コロナ禍ではございましたが、皆様とお会いできることが、とてもありがたいことであるとあらためて実感できた一年でした。今年も、引き続き健康に留意しながら、研鑽に努めて参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

平松和美

昨年は入社し10年の節目を迎えました。振り返るとあっという間でしたが、お客様とスタッフからたくさん事を学ばせて頂き、支えて頂きました。まだまだ未熟ですが次の10年に向けて、さらにお客様のお役に立てますよう、今まで以上に努力してまいりたいと思えます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

山崎亜紀

あけましておめでとうございます。倉敷に移り住んでから1年が経過しました。この1年、あっという間に過ぎた感がありますが、多くの人に出逢い、支えられた1年だったと思います。大変感謝しております。2022年もひとつひとつの出逢いを大切に、皆様のお役に立てるよう日々努めてまいります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

生田 雄一

あけましておめでとうございます。旧年中は皆様大変お世話になりました。皆様のお役に立てるよう日々精進してまいります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

寺元星里音

あけましておめでとうございます。国内で新型コロナウイルスの最初の感染者が確認されて、もうすぐ2年が経とうとしています。短期間で変化した新しい型になる事により、感染が収まる様子がありません。私達の生活も、この2年の間に大きく変化し、過去の常識が今ではそうでは無くなった事もあります。強い者、賢い者では無く変化に対応出来る者が生き残るという話を聞いた事があります。今年も過去にとらわれず新しい事にチャレンジし、変わりゆく世の中に対応する一年にしたいと思えます。今年もどうぞよろしくお願い致します。

山本武史

あけましておめでとうございます。新型コロナウイルスの影響で生活様式が大きく変化して約2年が経ちました。まだまだ予断の許さない状況ではありますが、どのような状況下でもチャレンジ精神を忘れず常に成長できるように頑張りたいと思えます。本年も皆様のお役に立てるよう尽力いたしますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

宮田裕子

あけましておめでとうございます。2022年は仕事も家庭も充実した一年を過ごせるように頑張ってお参ります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

三宅美見子

あけましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。皆様のお役に立てるよう日々精進してまいります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

山本幸子

《所得税の確定申告》

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得のとそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

《確定申告が必要な方》

- 1: 給与所得がある方
 - ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - ・給与を1か所から受けていて、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
 - ・給与を2か所以上から受けていて、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の金額の合計額が20万円を超える方
 - ※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額（給与所得、退所所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、申告不要です。
 - ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほか、貸付金の利子や資産の賃借料などを受け取っている方
 - ・災害減免法により所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

- 2: 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方は、確定申告が必要です。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません（年金所得者に係る確定申告不要制度）

- 3: 退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方は、確定申告書の提出が必要です。※退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります

- 4: 1~3以外の方

各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。



弊社へ確定申告を依頼して下さっているお客様へ

確定申告の資料を早めにご準備下さいませようご協力お願い致します。ご不明な点がございましたら、担当者へご連絡ください。令和3年分 確定申告の申告期間は令和4年2月16日(水)から3月15日(火)となっております。



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision
今月の開催日は1月20日(木)です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
1月20日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月14日(金)
2月以降の開催日は未定となっております。		

< 1月カレンダー >

11	火	*12月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
20	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
31	月	*11月決算法人の確定申告・納付期限
		*5月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限 (消費税年税額400万円超の8・2月決算法人)
		*消費税等毎月納付(11月分)
		*法定調書合計書の提出期限(税務署)
		*給与支払報告書の提出期限(市町村) *償却資産税申告書の提出期限(市町村)